

令和3年度第21回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年3月8日（火）13：15～13：25
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長
松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長
濱田地区統括官
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案5件、協議事項3件、報告事項3件です。

まず初めに、非公開事項についてお諮りをいたします。

このうち、教第74号議案、報告事項2、報告事項3につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。また、教第71号議案、教第72号議案、教第73号議案、協議事項6、協議事項51につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものにそれぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

はい、ありがとうございます。

それでは今、申しあげました議案等につきましては非公開といたします。

教第70号議案 学級編制基準の変更について

（長田教育長）

まず教第70号議案から参ります。学級編制基準の変更についてです。
それでは、説明をお願いします。

(藤井人事・組織担当課長)

第70号議案、学級編制の基準の変更について、小学校と義務教育学校の定員に関して、小学校の 카테고리 についての編制基準を変更する議案を上げさせていただいてございます。要綱をつけさせていただいてございますが、4 ページに新旧対照表をつけてございますので、こちらを御覧ください。

国の法改正によりまして、令和3年度から5か年をかけて段階的に小学校の学級編制基準が、今まで1年生だけが35人だったところを、40人から35人に引き下げるという取組が進んでございます。令和4年度につきましては、新たに第3学年を35人編制にするという形での改正が行われますので、本市の学級編制基準についても、基本的には別表の(2)に書いてあるとおり、第3学年を35人にいたします。現在、第3学年と第4学年を選択制で35人にできる体系にしてございますので、選択制は5年生のみという形で編制基準の要綱を改めたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

(長田教育長)

では、この件について御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。
計画どおりに変えていくというところになります。
それでは、教第70号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

はい、ありがとうございました。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続きまして、協議事項1、学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

これに関しましては、今後の方針に係る内容につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第6号の規定により、これを後ほど非公開の場で協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、方針以外の部分について、まず説明がありますか。

(浜西健康教育課長)

はい。

(長田教育長)

では、まず説明をお願いします。

(浜西健康教育課長)

まず学校園における感染確認状況の御報告です。第6波に相当します1月以降の感染者数、学校からの報告が1万件を超えているという状況でございます。

1ページ目の下に市全体の感染者数の状況のグラフございまして、減っているように見えますけれども、実際、学校園から事務局に報告が上がってくる感染者数というのは、依然として高止まりの状況が続いてございます。引き続き、感染対策の徹底が必要と考えてございます。

続きまして、2ページ目に学級閉鎖等の状況を掲載しております。3月3日現在の学級閉鎖等の状況は掲載のとおりでございます。

それから、下に感染不安等の理由で登校園していない児童生徒数につきましては、2月7日の4,585人、これをピークに今は減少傾向となっております。2月28日時点で1,520名という状況でございます。

(周尾総務課長)

次のページでございますが、まん延防止等重点措置の適用が3月21日まで継続、延長されたということございまして、対応方針を掲げてございます。基本的に国、県の方針はこれまでの対応を継続するということでしたので、神戸市教育委員会の方針としても、これまでの対応を継続ということでございます。

説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、今後の方針以外のことに関して御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

今井委員、どうぞ。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。学級閉鎖に関して学級閉鎖の基準を途中で変えて、その上で閉鎖の数としては減ったと思うんですけど、その変えたことによる影響とか、何か保護者や学校現場からの不安とか、逆によかったとか、そういう御意見、何かお声が届いていたら、少し教えていただける範囲で教えていただければと思うのですが。

(浜西健康教育課長)

おっしゃるとおり基準を変更してから、すごく学級閉鎖の数は減っております。多くの方からはありがたいという声はいただいております。おっしゃるように学級閉鎖をしないということに関する不安の声も、合わせて届いております。特に現場で混乱があるとか、そういうことはございません。

(長田教育長)

いろいろ意見はあるけれども、全体的にはどうですか。そのあたりの何か総括的な話がなかったですけど、全体としては方針を変更したことによって、うまく学校運営ができていくという理解をしてよろしいでしょうか。

(浜西健康教育課長)

はい。そう考えてございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

特に御報告がなかったので大丈夫だろうと思いつつながら、確認の御質問なんですけど。もう3月で卒業式とか入試とか、いろいろ行われている時期ですけれども、現場いろいろ大変だとは思いますが、大きな混乱等は起きずに、今のところ進んでいるということと理解してよろしいでしょうか。

(藤原学校教育部長)

はい。卒業式、それから、受験とかございますけれども、今のところ大きな問題はないと。一部影響を受けた子供もおったんですけども、それについてもきちっと解決できましたので、大丈夫でございます。

(正司委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

特にないようでしたら、後ほどまた今後の方針については協議したいと思いますが、このコロナ関係のことについてはよろしいでしょうか。

報告事項 1 教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見決定について

(長田教育長)

それでは、続きまして、報告事項 1 です。教育長の臨時代理による神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見決定についてです。

それでは、説明をお願いします。

(藤井人事・組織担当課長)

資料の13ページを御覧ください。組織改正に伴う条例改正について、青少年科学館移管に伴いまして、3点条例の改正を今審議しているところでございますけれども、市会からも意見照会が教育委員会宛てに来てございまして、1月24日の教育委員会会議におきまして、先の教育長の臨時代理により意見決定をする形で対応させていただき旨決まっておりますので、その決定の内容について報告をさせていただきます。

書いてあるとおり、(1)のところに3つの条例が書いてございますが、職務権限が市長部局に移りますので、市長が管理するものの施設等について青少年科学館を追加すること。青少年科学館条例のところの管理者は教育委員会から市長に、執行機関の附属機関に関する条例ということで、指定管理施設として青少年科学館を教育委員会で管理してございましたが、指定管理をする対象施設が教育委員会ではなくなりますので、選定評価委員会については、教育委員会の附属機関から削除するという形について意見照会が来まして、これについては異議なしという形で回答しております。

私からは以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見はございますか。よろしいでしょうか。

そのほか、ほかの項目、議題等でも結構ですが、何か御意見ございませんか。

もしございましたら、後日でも結構ですので、事務局まで御連絡をいただきたいと思

ます。

それでは、本日の公開案件はこれで終了をいたしました。

閉会 午後 1 時 25 分